



島根県報

令和4年7月1日(金)

号外第73号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(防災危機管理課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。（第4条・第5条・第7条・第11条・第13条・第14条・第14条の4・第26条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第66号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「5,714,000円」を「6,285,000円」に改める。

第5条第2項中「1,160円」を「1,180円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

「

18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

を

「

18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

に改め、同項第2号の表中

「

6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円
10,000円	13,000円	18,400円	21,600円	27,600円

を

「

6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円
9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円

に改める。

」

第11条第2項第1号中「595,000円」を「655,000円」に、同項第2号中「300,000円」を「318,000円」に改める。

第13条第3項第2号中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改める。

第14条第3項第3号中「215,200円」を「213,800円」に、「172,000円」を「170,900円」に改める。

第14条の4第2項中「137,900円」を「138,300円」に改める。

第26条第1号ア中「21,700円」を「21,900円」に改め、同号イ中「15,500円」を「15,600円」に改め、同号ウ中「15,200円」を「15,100円」に改め、同号エ中「14,800円」を「14,900円」に改め、同号オ中「15,900円」を「15,800円」に改め、同号ク中「21,700円」を「22,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。